用語の解説

(1) 酪農教育ファーム

酪農体験を通して、食といのちの学びを支援することを目的とし、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場や農場。社団法人中央酪農会議が教育関係者、酪農関係者と協力・連携し設立した、酪農教育ファーム推進委員会により認証される。平成 15 年度調査では、牧場あたり平均訪問者数 43 件 1,512 人 回答 159 件/167 件。

(2) 人獸共通感染症

ヒト及び脊椎動物の双方に感染する疾病の総称。病原体は、ウイルス、細菌、 カビ、寄生虫など多種多様。狭義には動物の病気が人にうつるケースを指すが、 動物がヒトから感染するケースもある。

動物由来感染症ともいわれる。

(3) たい肥化

有機物を含む材料を、酸素が十分ある条件下で微生物の作用により分解(「発酵」とも呼ばれる。)し、土壌改良資材や肥料に返還すること。家畜ふんを堆肥化する場合は、分解を促す上で通気性の確保が必要となるため、もみがらやおがくずの副資材を混合して、適宜かく拌や切返しを行うことが重要。

(4) 循環型社会

製品等が廃棄物等になることが抑制され、並びに製品等が循環資源になった場合は、これが適正に循環的利用が行われることが促進され、さらに循環的な利用が行われていない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減された社会をいう。(循環型社会形成推進基本法を参考)

(5) 持続可能な農業

たい肥等による土づくりを基本とし、農薬や化学肥料への依存を減らすことで、 環境に負荷を与えない持続可能な農業。環境保全型農業。

(6) 農薬残留チェック

飼料作物に使用した農薬を記帳・記録し、さらに購入飼料を含む飼料の農薬残留検査を行うこと。 ポジティブリスト制 (66 参照)

(7) リスクコミュニケーション

リスク分析(食品を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またそのリスクを最小限にするためのコントロールの過程)の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他全ての関係者の間で、リスクに関する情報及び意見を相互に交換すること。リスク評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。なお、リスク分析は「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つで

構成される。

(8) 衛生害虫

本来は、感染症を媒介する虫の総称。現在は、人に不快感を与える虫の総称として使われることが多い。

(9) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法) 家畜の排せつ物が硝酸体窒素などによる地下水汚染を引き起こすことを防ぐ ため、家畜の排せつ物の野積み、素掘をなくすことを目的に施行された法律。

(10) 有機資源

家畜排せつ物や剪定枝、おが屑、食品残さ等の有機物でできた資源。

(11) 耕畜連携体制

耕種農家が畜産農家に稲わらや飼料作物等を提供し、畜産農家が耕種農家にたい肥を提供するなど、耕種農家と畜産農家が連携して資源循環に取り組む体制のこと。

(12) 東京農業 Web サイト

http://www.tokyonogyo.jp/

平成 17 年 6 月 9 日にオープンした、東京都と JA 等農業関係団体が協力して作った Web サイト。東京農業の情報発信を目的とし、東京農業全般の紹介や特産物の購入方法、観光農園、体験農園、農とのふれあいの場や各地イベント、関連サイトの情報を紹介している。

(13) 耕種農家

耕地等を使用して農作物を栽培する農家で、稲、野菜、果樹、園芸作物などを 栽培している。

(14) 環境と調和の取れた農業生産活動規範(環境規範)

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、わが国農業生産全体の在り方について環境保全を重視したものに転換していくため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を定めたもの。

(15) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

食品循環資源の再生利用等を促進することを目標とし、食品廃棄物の減量と再生利用を定めた法律。畜産農家の場合は、家畜ふん尿や食品廃棄物のたい肥化(3参照)をして、有用なものにすること。また、再生された食品廃棄物の利用に努める責務がある。

畜産での食品リサイクルの例としては、牛の特性(植物繊維を利用できる)を 活かした大豆粕、ふすま(小麦粕) ビール粕など食品製造の副産物が利用され ている。豚では、主にパン、牛乳など人の利用した残りが利用されている。

(16) 食品残さ

食品産業の製造過程での残さや、食堂や家庭からでる生ゴミなどの総称。前者 は比較的品質や栄養成分が安定しており、後者は品質や栄養成分が安定しない。

(17) エコフィード

食品残さを加工して、安全性や成分の安定性を確保したものを飼料原料として製造した飼料。

(18) 市街化区域

都市計画法による区分地域で、「都市計画区域を優先的、かつ計画的に市街化すべき区域」。市街化調整区域(市街化を抑制する地域)と共に、いわゆる「線引き」されている。都内の畜産農家は市街化地域のなかでも住宅専用地域(第8条)に多い。市街化区域の開発行為には知事の許可が必要。

畜舎、たい肥舎建築の制限(15 m³以下)されている地域は、住宅専用地域(建築基準法第48条、施行令第130条)で、都市計画法で定める用途地域の一つに当る。

(19) たい肥舎

家畜ふん尿のたい肥化(3参照)をするため、かく拌、切返しを行い、熟成させる施設。また、家畜ふんの野積みをしないために必要な施設。

(20) 用途地区

都市計画法第8条・第9条で規定された地域の種類。都市計画区域内の一定の 区域について、住居・商業・工業系の12種類に分け、その用途に応じて建築物 を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高める等土地の適正 な利用を図る。

(21) TOKYO (本文 P14 参照)

東京都が作出した高品質系統豚の系統名を「トウキョウ」といい、平成9年7月に日本種豚登録協会により登録された。また、TOKYO 生産組合等の生産者により飼料を統一して生産され、選別された肉豚及び肉は「TOKYO」として商標登録されている。

(22) 東京しゃも(本文 P18 参照)

東京都畜産試験場が開発したブランド鶏。闘争性を除いたしゃもとロード・アイランド・レッドを交配した雑種にもう一度しゃもを交配したもの。したがって、しゃも特有の「歯ごたえ、旨みと香りが豊かな肉質」を持つ。東京しゃも生産組合では、飼料を統一し、生産農家で計画的に生産出荷している。

(23) 産卵率

鶏の群のうち実際に産卵した鶏の割合。

(24) ふ化率

卵からヒナが成長途中で死亡することなく生まれる確率。

(25) 北京黒豚

東京都と北京市とが友好都市となっている関係から、北京市から東京都に導入された豚の品種。脂肪の質が非常に良く風味が良い。

(26) バークシャー種

イギリス原産の豚の品種。毛色は黒色で、筋繊維が細かく、軟らかさや滑らかな舌触りが特徴。

(27) デュロック種

アメリカ原産の豚の品種。毛色は褐色で強健。肉に脂肪交雑(霜降り)が入りやすい。

(28) ほ乳ロボット

子牛へ自動的に代用乳を与える装置。省力化だけでなく、子牛個体毎にほ乳量や回数を自由にコントロールできるため、子牛の発育管理に役立つとともに、早くから集団管理にならされることができる。

(29) 預託制度

酪農家から子牛を預かり、分娩直前まで育成する制度のこと。都内では、三宅島の公共牧場(地方公共団体等が経営主体となる牧場)等島しょ地域で実施されていた。現在では北海道への預託が多い。

(30) 遊休農地

不耕作状態が続いている農地をさす。

(31) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることを定めた法律。農家の家畜ふん尿は、産業廃棄物として規定されており、適正に処理する責務がある。

(32) 悪臭防止法

生活環境を保全し、国民の健康の保持のために、悪臭を規制する法律。畜産では、アンモニアなど家畜に由来する臭気が関係する。

(33) 水質汚濁防止法

河川や海洋の汚染を防止するため、河川放流基準を定めた法律。河川等に放流する家畜の排せつ物は、浄化槽を設置した上で基準値まで井戸水などで薄めて放流している。都内では、河川放流よりも公共下水道の利用が多い。

(34) 搾乳ロボット

人に代わり自動的に搾乳する装置。乳頭をセンサーで検出し、搾乳のためのカップを装着して搾乳する。搾乳が終了するとカップを自動的に離脱させて、牛を退出させる。牛はいつも好むときに自らロボットに入ることができ、ストレスを与えずに乳量も増えると言われている。

(35) 搾乳ユニット自動搬送装置

繋ぎ飼い式牛舎内で搾乳ユニットを自動的に運搬離脱する装置。搾乳作業の省力化が実現できるため、比較的安価な投資で搾乳頭数の増頭が可能になる。

(36) 自動給餌機

飼料を自動的に家畜に給与することができる装置。給与量、回数の制御や、給与できる飼料の種類などによって様々な種類がある。

(37) 自動離脱搾乳機器

搾乳中の乳流量を監視し、搾乳の終了とともに吸引を停止させ、搾乳機を自動で外す装置。

(38) 豚保育システム

離乳直後の子豚の育成率向上のため、子豚の飼料給与システム等を備え、清掃・消毒の利便性を備えた小屋型の飼育装置。早期離乳した子豚の育成にも多く使用されている。

(39) 公共下水道放流施設

家畜排せつ物を公共下水道に放流するため放流基準(市町村下水放流基準はBOD5,000ppm以下が多い)に合致するように処理する施設。

(40) バーンクリーナー

牛舎外に排せつ物を自動で運び出す装置。牛尻の下に側溝をつくり、その中に ベルトコンベアーなどを設置したもの。連続して運搬車へ積み込む方式か固液分 離機を設置した農家が多い。

(41) 発酵処理施設(3参照)

家畜排せつ物を発酵によりたい肥化するための機械施設。密閉式の機械では臭気対策がしやすいが動力の電気代が高い。開放式の施設では、面積が必要で臭気対策が必要なため人家の少ないところに向いている。

(42) 牛群検定

農家が飼養している乳用牛の状況を客観的に数字で把握し、飼養管理や牛群改良に役立てるシステムのこと。毎月、日本全国で実施されており、乳量、乳成分、体細胞数等のデータを個体毎に記録し、これらを集計・分析することにより、能力の高い雌牛の選抜を推進するもの。農家の牛群は「検定成績表」として農家にフィードバックされ、能力に応じた雌牛の選抜的利用、飼料給与の改善、搾乳衛生管理、繁殖管理、遺伝的改良といった経営改善に役立っている。

(43) 高品質系統

- 品質の高い家畜選抜群。豚の場合、交雑種の肉豚がほとんどであるが、TOK YO - 、鹿児島黒豚など高品質肉豚を生産する系統をいう。

(44) 八王子食肉処理場

八王子市が設置し、平成 16 年 4 月 1 日より八王子市食肉処理場協同組合が運営している。都内の乳牛の廃用牛、都内産のTOKYO が処理されている。

(45) 繁殖肉牛

子牛を生産することを目的に、飼養している肉用種の雌牛をいう。

(46) 島しゃも(本文 P18 参照)

島しょでの普及を目指し、東京しゃもを作出するための種鶏等を活用して、開発を検討している肉用鶏。島内の飼料で差別化を行い、島内利用中心。

(47) ハチジョウススキ(八丈薄)

関東以西の海岸に自生する大型のススキで、特に八丈島で多いことからこの名がある。八丈島の島言葉では「マグサ(馬草)」と呼ばれ、古くから牛の飼料用に作付栽培されてきた歴史があり、現在でも重要な自給飼料となっている。

(48) しゃも

江戸時代の初期にシャム(現在のタイ)から導入されたことから、しゃも(軍鶏)と呼ばれる鶏の品種。闘争性が強く主に闘鶏競技用に飼育されていたが、その後肉用にも使われるようになった。昭和 16 年(1941)天然記念物に指定されている。

(49) ロードアイランドレッド

アメリカのロードアイランド州原産の卵肉兼用の鶏の品種。最近は卵用と肉用

の系統に分かれている。

(50) 低温流通システム

船のコンテナに低温・冷凍などが導入され、牛乳やアイスクリームが運ばれている。青ヶ島、三宅島など牛乳工場のない島では、学校給食用牛乳はロングライフ牛乳(常温保存が可能)が利用されている。

(51) 東京うこっけい

東京都で選抜を行い産卵率を向上させた烏骨鶏の系統。原種の烏骨鶏では 22.3%(年間80個)程度の産卵率だったが、東京うこっけいは55%(年間190個) 程度。

(52) 黒毛和種

日本で作出された肉用牛(和牛)の品種の一つ。和牛にはほかに、無角和種、 褐毛和種、日本短角種等がある。

(53) 肥育農家

素牛を肉用に肥育する農家をいう。(肥育用の素牛に占める自家生産子牛が多い場合一貫経営という。)

(54) 飼料に使用される抗生物質

家畜の飼料には、飼料添加物として、飼料の品質低下防止のためと飼料成分の利用効率促進のための抗菌性物質の使用が認められており、安全性確保のため種類が法律(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)で指定されている。また、薬事法により食肉や鶏卵に残留しないよう使用方法について規制されている。

(55) 衛生管理手法

生産現場において、「HACCP」の手法を参考に、畜産物を生産する家畜の飼養 管理について指導する。

(HACCP: Hazard Analysis Critical Control Pointの略、「危害分析重要管理点」と和訳されている。食品の製造過程において、病原微生物などによる汚染の危険性を分析し、その発生防止のための衛生管理基準を定めて製造管理する方式。)

(56) BSE

牛海綿状脳症(Bovine Spongiform Encephalopathy: BSE)は、TSE(伝達性海綿状脳症:Transmissible Spongiform Encephalopathy)というプリオン病のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。正常プリオン蛋白質が病原性のある異常プリオン蛋白質へと変換する機構はまだ解明されていない。

(57) 高病原性鳥インフルエンザ

鶏、アヒル、ウズラ、七面鳥などの家きんに高い死亡率を起す家きん等の疾病をいう。病原性の A 型インフルエンザウイルス、または、病原性にかかわらず H 5 及び H 7 亜型の A 型インフルエンザウイルスの感染による。

(58) 生産情報管理システム(トレーサビリティ・システム)

食品等の生産や流通に関する履歴情報を記録・保管し、トレーサビリティの確保等を目指す仕組みを指している。生産者や流通業者が、媒体(バーコード、ICタグ等)に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム等がある。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

(59) 急性伝染病

激しい症状を伴い、短時間で伝染する疾病の総称。伝染力が強いので、まん延 防止や疾病の防圧が急務となる。

(60) サルモネラ

サルモネラは2,000種類以上の血清型に細分されており、自然界に広く分布し、人や広範囲の動物(哺乳類、鳥類、爬虫類等)に感染する、チフス症や急性の胃腸炎(人の食中毒)の原因となる細菌群。ヒト固有のチフス菌、パラチフス菌、動物固有のヒナ白痢など一部を除いて全て人獣共通感染症の起因菌である。ヒトの食中毒の原因として重要な、サルモネラ・エンティリティデス(SE菌)は、サルモネラが原因の食中毒の半分以上を占める。

(61) 家畜福祉

Animal welfare。生産性の追求だけではなく、生命の尊厳と動物愛護の立場から、生命・健康・快適性を追求した飼養概念。具体的には、寝床の改善、水を十分に給与できる施設、暑熱対策など。

(62) 中央酪農会議(社団法人 昭和37年設立)

生乳生産者の協同組織による、生乳受託販売の推進ならびに生乳の供給安定、 流通の合理化及び品質の改善を目的にした組織。

(63)練乳

牛乳を煮詰めたもの。

(64) プール乳価制度

生乳の価格は、飲用向け、加工向け(補給金制度がある) 学校給食向け(給食期間中だけの供給体制が必要)など価格が異なる。農家へは、補給金などを含む平均価格で支払うため、指定生産者団体(生乳流通の広域化の進展や酪農家戸数の減少を踏まえ、都府県の枠を越えた生乳流通の合理化などの中間コストの軽

減を図るため、平成 12 年度に農林水産大臣の指定に基づき、複数の都府県を範囲として発足した団体)がプールして清算する制度をいう。

(65) 乳質検査

牛乳等の乳脂肪率、細菌数、体細胞数などの検査。牛乳の価格を決めるための 検査(配分検査)では、基準以下の乳質にはペナルティーを科している。

(66) ポジティブリスト制(平成18年5月29日施行)

これまでの規制は、食品中の残留基準が定められた農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下農薬等という)については、残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売が禁止される一方で、残留基準が定められていないもの(抗菌性物質以外)については、残留しても販売等の規制がなかった。そこで、平成 15 年 5 月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が指定する物質(対象外物質)を除く全ての動物医薬品等は人の健康を損なう恐れのない量(一律基準 0.01 p p m)を超えて残留してはならず、さらに、残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないという制度。

(67) 東京都酪農業協同組合

酪農家で構成する専門農協。平成8年に5つの組合が統合されて成立。

(68) 酪農ヘルパー

農家が休日を確保する場合や農家で突然事故が発生した場合等に、農家に代わり飼養管理等を行う技術者。

(69) 乳たんぱく質率

乳中に含まれるたんぱく質成分の割合。乳牛のエネルギー充足状況を示すと言われ、数値の分析により繁殖成績の改善等に役立つ。

(70)繁殖成績

妊娠、出産に関する成績。

(71) 肥育素牛

肥育用として育成、販売される牛をいう。子牛市場では8~10ヶ月齢で流通。

(72) 系統豚

豚を改良するため、閉鎖群のなかで繁殖、選抜・淘汰し、作成した系統。

(73) エド

東京都で作出したランドレース種の系統豚。

- (74) ブロイラーふ化後3ヶ月未満で食用に供する若鶏品種の総称。
- (75) 育成率 ヒナがふ化してから出荷されるまで育つ割合。